

建設コンサルタント業と他のサービス業における

契約形態およびリスク配分の比較と考察

高知工科大学 1160155 宮崎 康平

指導教員 五艘 隆志准教授

1. 研究背景・目的

近年、CM（コンストラクション・マネジメント）方式やPFIなど今までにない新しい方式が増え、建設コンサルタントの業務が変化しつつある。佐橋¹⁾は公共事業の評価がアウトプットからアウトカムへ移行する状況において、コンサルタント業務の報酬が発注者の満足度（フィー）ではなく受注者の経費（コスト）に基づいて算出されている状況に疑問を呈している。また、公共サービスを定量的に評価し、役所以外のサービスと比較し、これを商取引することの必要性も併せて述べている。この実現のためには、提供するサービスの価値計量化と併せて、その配分方法について整理する必要がある。サービスの価値計量方法と配分方法は契約によって定められることとなる。新しい公共事業の執行形態においては、これまでの業務慣行などに基づく報酬とリスク分担の関係を再考することが必要となる。本稿は既存の建設産業の契約形態に加えて建設産業以外の他産業の契約形態やリスク配分について整理を行った。この整理に基づき、建設コンサルタントが行う新たな種類の業務についての契約形態について考察を行ったものである。

2. これまでの業務慣行などに基づく建設コンサルタントの業務報酬とリスク分担の関係

日本の建設コンサルタントがこれまで主力としていた国内公共事業の設計案件において、公共発注機関は委託先の能力によって業務成果の品質が変動することを避けるため、委託する業務の内容を最大限定型化した。同時に業務報酬については公共発注機関の職員が直接行っていた際の業務量（作業歩掛）を基準値として金額を設定している。以上が設計業務における従来のビジネスモデルの基になっている。事業リスクについては基本的に発注者が負うこととなるが、我が国においては重大な設計ミス等の発生による発注者の損失

については、全額設計者に負担させる商慣習となっている。その金額は設計業務の委託費用を大幅に上回るのが一般的である。新たな契約が増える中、従来の業務報酬とリスク分担が適切であるかどうかを検証する必要がある。

3. 契約種別の確認

前章で「委託」と述べたがこれは民法上で定義されている用語ではない。民法ではある事務を他人に頼むという意味の通常の日本語として「委託」を使用し、業務実施の「委託」に関する契約としては、請負、委任、準委任の3種類の契約を規定している。請負契約は仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払う契約である。業務の成果物について瑕疵があれば責任を負うことになる。委任契約は法律行為をすることを相手方に委託する契約である。業務の遂行を主目的においており、業務の最終的な成果物に対して報酬が支払われるという契約ではない。ただし、善管注意義務を怠った場合は、責任を負う。準委任契約は法律行為でない事務の委託を行う際の契約であり、その他の特徴としては委任契約と同じである。

4. 設計業務契約が請負か準委任かの議論

施主から度重なる設計変更指示が出され、最終的に契約が解除された設計業務において、施主が気払い金に相当する損害賠償請求を行った訴訟では「設計業務は請負である」という判断に基づく判決^{2009.4.23 東京高裁判決²⁾}が出され、話題となった²⁾。被告となった設計者らは「設計業務は請負契約ではありえない」と主張し、原告側は請負であると解釈するなど、意見は分かれていた。確定判決は出たが、建築設計業務が請負か準委任かはまだ議論されている。土木設計業務についても考える必要があり、設計業務について建築設計業務委託契約書³⁾と公共土木設計業務等標準委託契約約款⁴⁾を

キーワード 建設コンサルタント 契約形態 請負 委任 準委任

基に比較を行ったが大きな違いはなく、土木設計においても建築と同様の請負契約と解されることになると考えられる。

5. 各種産業における業務報酬とリスク分担の調査分析

建設産業（土木・建築設計、コンサルタント業務）、法律、会計、医療、タレント、葬祭業界の業務報酬とリスク分担について整理した。

5.1 建設業界の契約形態

公共土木設計業務は設計図書の作成および引き渡しが目目的であることから請負契約を前提としているといえる。これに対して、公共発注機関が業務の標準単価と歩掛を設定している⁵⁾。これは元々発注機関側が行っていた業務内容を参考に標準歩掛が設定され、標準単価を乗じて業務価格が決定される。請負契約となるため、業務の最終的な目的物に瑕疵があれば受注者側がリスクを負うことになる。業務の総額は標準歩掛を基に総額が決められ、総価一式契約となっており、受注者側がその総額に合意すれば特に問題は生じない。なお、業務条件の変更に伴う追加費用支払いについては受発注者の協議において決定されるが、その協議は契約時点における単価と業務数量変動を基準として行われることとなる。

新たな契約の例として、CM方式がある。発注者側の不足している専門技術を補う、より品質の良い構造物を造る、コスト削減など様々な理由で利用される。このように従来の定型的な設計業務だけではなくこのような高度かつ価値を明確にしにくい業務も今後さらに増える可能性がある。そもそも発注者側が定めた歩掛は元々自分達が行っていた業務内容を基に設定している。つまり、国内公共事業の設計案件は“公共発注機関の職員が本来自身で行うべき業務であり、その能力も十分有しているが、人手不足のため外部委託する”といったことが前提となって委託されているといえる。しかし、上記のCM業務のように複雑で、上記前提がなじまない種類の業務もでてきている。また、契約形態の変化に伴いリスクの配分の再考も必要となる。公共建築設計業務においても同じことがいえると考えられる。

5.2 法律、会計、医療、タレント、葬祭業界の契約形態

次ページ表-1に、これらの業界について業務報酬と

リスク分担を整理したものを示す。

(1)法律業界

法律業界は着手金やその他経費に加え、報酬金（成功報酬）という概念がある。報酬基準はこれまで業界側（日本弁護士連合会）が定めていたが、2004年4月に廃止され、基本的に弁護士は自由に報酬を決定することができるようになった。顧客は当該業務の知識を持たないため、報酬決定の主導権は弁護士側が持っている状況である。なお、法律行為の代行をする委任契約であり、着手金や経費は裁判等の結果によらず支払われるが、成功報酬を見込んだ事務所経営をしていると考えれば法律事務所側が一定のリスクを担う形態となっていると理解できる。

(2)会計業界

会計業界の報酬基準は業界側（日本公認会計士協会）が定めている。顧客の多くは民間企業であり、会計事務に関して一定の知識を有していると考えられる。業務成果そのものに対するリスクは善管注意義務を果たす程度であるため、準委任契約と解されている。

(3)医療業界

日本の医療業界は厚生労働省が設定した診療報酬制度において、医療行為に対しては原則的には一律の報酬が医療機関や薬局等に支払われる。報酬の原資は顧客（患者）の自己負担（70歳未満は3割）と保険者（健康保険組合等）の資金となる。また、医療行為は症状の治癒を義務付けるものではないため、準委任契約として位置づけられている。しかし、法律、会計業界同様に善管注意義務違反を行えば、訴訟リスクを負う。

一方、米国の医療制度は日本とは異なる、地域や医療機関、加入している医療保険によって医療費が異なるなど、自由競争的な側面が強い特徴がある。

(4)タレント業界

タレント業界は業界団体（協同組合日本俳優連合）が定めたランク制と呼ばれる制度によって報酬が定められている。契約種別は演技指導に基づき、期待通りの演技をすることが求められるため請負となる。

(5)葬祭業界

葬祭業界は宗派ごとに大まかな目安はあるものの標準的な報酬基準はなく、お布施という形で支払われる。契約種別は葬儀・永代供養は準委任となる。

6. 各産業の判例の比較

各産業において実際の業務におけるリスクについて

表1 各種業界の報酬形態とリスク分析 6)-17)に基づく筆者作成

各種業界の報酬形態の整理

報酬(Remuneration, Employment compensation)・・・対価、支払い
 料金、謝礼金、手数料(Fee)・・・相別または法によって、特権として課金される固定費(a licence feeライセンス料、tution fees授業料)。
 プロフェッショナルサービスに対する課金(surgeon's fee手術料、祝儀(チップ、功勞賜金)、相続不動産権

顧客種別	業界	業務内容	単価・総額の標準値	標準値の設定者	業務従事者の決定方法	単価・総額の決定方法	報酬支払の原資	想定されるリスク (業:業界側責任、顧:顧客側責任、画:画面上当事者とも責任なし)	顧客との契約種別 (リスク分担)	報酬=cost+fee+profit	
官公庁	土木計画・設計 (公共案件)	概略設計 予備設計 詳細設計	●設計業務委託等技術者単価 ●設計業務等標準積算基準書	顧客 (公共発注機関) 政策官庁? 現況官 庁として?	競争入札 (価格and/or技術)	単価・総額:総額を基準 応札単価・総額を基準	顧客の資金(税金・事前 に予算措置が必要) ●県は国からの補助あり ●市は県・国からの補助 あり	●業:作業ミス、工数読み違い、 契約外の作業を請けてしまう ●顧:不十分な条件提示、契約外 の作業発生に伴う費用増大、設 計成果に基づく事業費の増加(不 十分な設計業務監理) ●画:法制や上位計画変更	請負 請負(2009年4月23日 東京高裁)	総額一式契約	
	建設業界	建築計画・設計 (公共案件)	基本計画 基本設計 実施設計	官庁施設等の設計業務等積算要領 (延べ面積や図面枚数から人・時間 を算出)						準委任/請負	総額一式契約
		土木OM (公共案件)	プロジェクトによって異なる	基本的に土木計画、設計と同じ							
		建築OM (公共案件)	プロジェクトによって異なる	基本的に建築計画、設計と同じ							
		建築設計監修	実施設計・施工の内容 が自身のデザインに適 合するかチェック	特になし。「事業費の3%・5%などを目 安。 ⁸⁾		デザインコンペ	顧客との直接交渉				
	コンサル業界	土木設計監修 (新ビジネス?)	企画・計画・設計・施工 段階への監修業務?	特に決めない?	業界とした?	人を選ぶプロポーザル? 案を選ぶコンペ?	顧客との直接交渉した り?		??	準委任とした?	総額一式契約? 単価数量積算契約?
		経営/ITコンサル(自 治体への助言)	経営戦略、人材ステ ム等への助言、場合に よっては構築業務	特に決まったものはない		競争入札(プロポーザル)	業務内容も含めて顧客と の直接交渉	顧問弁護士は議事録から (四日市市)	土木、建築設計・計画と同じ?	請負	総額一式契約
	民間企業	会計・法律業 (顧問)	会計事務所、法 律事務所	会計制度への助言、法 律行為への助言		随意契約	随意契約の制限価格範囲 内で顧客との直接交渉	顧問弁護士は議事録から (四日市市)	●アドバイザーのみであり基本的に リスクは負わない	委任or準委任?	総額一式契約
		会計業界	財務、税務、会計監査 等	●標準監査報酬規程 ⁷⁾ ●報酬算定のためのガイドライン(日 本公認会計士協会) ⁸⁾ ●実務声明「適切な監査時間及び監 査報酬について」	業界(日本公認会計 士協会)	随意契約	顧客との直接交渉	顧客の自己資金	●業:作業ミス、顧客指示による 違反行為に伴う手戻りやペナル ティ ●顧:情報隠匿や不適切行為の 指示	監督業務は準委任。普 管注監業務を怠れば 損害賠償請求あり	総額一式契約
	一般消費者	法律業界	一般民事	●(旧)日本弁護士連合会報酬等基 準 H16.4.1廃止 ⁹⁾ ●弁護士報酬に関する規定 H16.2.26~ ¹⁰⁾	業界(日弁連)	随意契約	顧客との直接交渉	顧客の資金(自己資金+ 委任事務による経済的利 益)	●業:顧客指示による違反行為に 伴う手戻りやペナルティ ●顧:情報隠匿や不法行為の指 示	委任(法律行為)	着手金、報酬金、裁判 手数料、裁判外手数 料等
タレント業界		出演	●アニメーション作品出演規定 ●外面動画出演実務運用表(ランク に応じた単価) ¹¹⁾	業界(日弁連)	オーダーション(審査)、製作 側からの特命	業界の基準に基づく (ランク×時間割増率)	顧客の資金(自己資金+ 番組製作による収入(配用 に伴う印税も含む場合が ある))	●業:手配の手違いに伴う追加コ ストの発生	請負(演技指導にもと づき、期待通りの演技 をするという結果を求め られる)	●総額一式契約(転 用一括処理方式) ●監用部分を印税方 式とするものもあり	
医療業界	日本の医療 (診療報酬制度)	医療、投薬	医科診療報酬点数表 (出来高払いと包括払い) ¹²⁾	厚生労働省 (政策官庁として)	随意契約 (患者の自由)	厚生労働省の基準による surgeon's fee(手術料)と して各院が設定 ¹⁴⁾	自己負担+公的保険料+ 税金	●業:検査・治療ミス ●顧:症状と期待の適切な伝達、 高額の自己負担 ●画:依頼時点で治療しえない症 状	医療契約は準委任(治 療の責任は負わない)	単価数量積算契約	
	米国の医療		決まった金額はない。 ¹³⁾		同上		自己負担+民間保険料			総額一式契約	
新築業界	僧侶・寺院	読経、戒名、供養	「布施」という形を支払われる。宗派 ごとの目安はあるが、決まった金額 はない。 ¹⁵⁾		顧客または新築事業者と の随意契約	顧客との直接交渉	顧客の自己資金	●業:手配の手違い ●顧:不明確な指示に伴う費用増 大 ●画:火葬場、墓地の空き、葬儀 時の来客トラブル	委任 ¹⁷⁾	総額一式契約	
	新築事業者	通夜、寺院への支払、 葬儀	決まった金額はないが、協会毎に設 定している場合がある。 ¹⁶⁾	業界	随意契約	顧客との直接交渉					

さらに分析するため、裁判所が公開している判例集等を参考に各産業の判例についてそれぞれまとめた。

(1)建設産業

建築・土木の設計業務においては請負契約であることから、設計ミス等による瑕疵、それに伴う工事期間の延期等により賠償金を支払うケースが多く見られた。賠償金額は工事の規模等によって変わってきており、発注者がこうむった損害額をそのまま請求され、請負費用を上回る請求をされる例が多い。また、そうした際のリスクを考えて、建設コンサルタントや設計会社は損害賠償責任保険に加入し、リスクの縮小を行っている。

(2)法律業界

法律業界では前項でも述べたが、報酬決定の主導権を弁護士側が持っている。この点に関して業務不履行を理由に裁判となるケースが見られた^{2013.4.16 第三小法廷判決など}。しかし、準委任契約であるという理由から、賠償金を支払うことは少なく、棄却されることがほとんどである。

(3)会計業界

会計業界は会計監査の業務において監査対象の書類の虚偽記載の見落とし等における判例が多く見られた。しかし、準委任契約であるため賠償金を支払うケースは少ない。また、原告としては監査対象であった会社や株主、銀行など様々なケースが見られた。

(4)医療業界

医療業界は医療行為によって患者が死亡又は後遺症が残るなどの判例がほとんどであった。症状の治癒が義務でないため、賠償金を支払うケースは少なかった。しかし、明らかに治療法が間違っている、業務不履行等が原因の際は賠償金を支払うケースが見られた。また、被告としては治療を行った医師又は病院全体などのケースが見られた。

(5)まとめ

以上から請負契約と(準)委任契約に着目すると請負契約である建築・土木設計業務において賠償金を支払うケースが多いことが分かる。しかし、裁判所は契約の種類ではなく、契約書に記載された条件によって判決がなされていると考える。

7. 結論

これまで各産業の契約形態、判例、契約書等をまとめてきたが、業務報酬とリスク分担は各業務の契約条

件に記されている。政府の介入が極めて強い医療業界を除けば、報酬体系とリスク負担はバランスしており、建設コンサルタントが今後行っていく業務のビジネスモデルにもこの原則は適用されることになると考えられる。また、先で述べたように建築設計業務やCM業務などに対して、請負か準委任であるかが議論されているがそれ自体は本質的な問題ではないと考えられる。本研究では建設業界と他産業の契約形態の整理を行ったが、今後はこれを基に建設コンサルタントが行う業務毎にどの契約が一番適しているかどうかを検証していくことが課題になると考える。特にCM業務など、図面や計算書のような成果物が残りにくい業務についても現状では業務履行報告書の提出を持って成果物とし、その成果物を前提とした請負契約という運用が中心である。この種の業務についてはリスク、報酬(フィーとコスト)、業務実態についてのモニタリングが今後必要となってくる。

参考文献

- 1) 佐橋義仁:プロジェクトマネジメント論—公共プロジェクト評価の視点—, 大阪大学大学院講義資料, 2014
- 2) 建築ジャーナル: 建築設計は「請負」か?, 2010.3
- 3) 設計業務等標準積算基準書, 2014年度版
- 4) 建築設計業務委託契約書, 2015.2
- 5) 公共土木設計業務等標準委託契約約款, 2011.1
- 6) 日本スポーツ振興センター: ZHA 事務所との監修業務契約について, 2015
- 7) 日本公認会計士協会: 公認会計士報酬規程, 1998.7
- 8) 日本公認会計士協会: 監査報酬算定のためのガイドライン(標準監査報酬規程廃止後の新しい監査報酬制度), 2003.10
- 9) 日本弁護士連合会: (旧日本弁護士連合会報酬等基準)
- 10) 日本弁護士連合会: 弁護士の報酬に関する規定, 2004.2
- 11) 協同組合日本俳優連合: 外画動画出演実務運用表, 2010.8
- 12) 第1回社会保障審議会-後期高齢者医療の在り方に関する特別部会 資料3-1: 現行の診療報酬体系, 2006.10
- 13) 井谷史嗣: 日本の医療・医療の現状
- 14) 松田暉: 兵庫医療大学学長ブログ, 2009.9
- 15) 産経新聞 2010.7.2 記事:「宗教介入だ」仏教界困った イオンの葬儀サービスが「お布施」に目安
- 16) 埼玉葬祭業協同組合: 葬儀価格のご案内
- 17) 石川美明: 高齢社会と葬儀・法要等の死後の事務